

福岡県医発第731号(地)
平成20年 6月20日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 横倉 義武
(公 印 省 略)

2008年サミット閣僚会議に伴う特定病原体等の適正管理の徹底について

標記の件につきまして、日本医師会より別紙のとおり通知がありましたのでご連絡いたします。

病原体等の取扱いについては、平成19年6月1日より、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、規制を講ずることによって病原体等の適正管理を確立し、感染症の発生の予防及びまん延の防止に資することとされており、本法律については福岡県医発第633号(平成19年7月13日付)にてご連絡しております。

本年7月に、2008年サミット閣僚会議が開催されることから、テロ未然防止対策の強化の一環として、特定病原体等の適正な管理の確保を改めて徹底することを求める通知が、厚生労働省より二種及び三種病原体等所持者に対して出されております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 毛利康茂
会長 丸山 泉



(地Ⅲ 8 0)

平成 2 0 年 6 月 1 2 日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

飯 沼 雅 朗

2 0 0 8 年サミット閣僚会議に伴う特定病原体等の
適正管理の徹底について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、特定病原体等の所持等の規制を講ずることにより適正管理を確立し、感染症の発生予防、まん延防止に資するため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律等が施行されたことにつきましては、平成 1 9 年 7 月 5 日付（地Ⅲ 9 4）をもって、貴会宛にお送りいたしました。

本年 7 月に、2 0 0 8 年サミット閣僚会議が開催されることから、テロ未然防止対策の強化の一環として、特定病原体等の適正な管理体制の確保を、改めて徹底することを求める通知が、厚生労働省健康局結核感染課長より二種及び三種病原体等所持者、各地方厚生局健康課長、各都道府県等衛生主管部（局）長宛になされました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

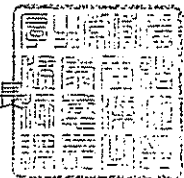




健感発 第 0513002 号
平成 20 年 5 月 13 日

二種病原体等所持者 殿
三種病原体等所持者 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長



2008年サミット閣僚会議に伴う特定病原体等の
適正管理の徹底について（周知依頼）

平素より病原体等の適切な管理について、ご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

病原体等の取り扱いについては、昨年6月1日から、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）に基づき、特定病原体等の所持、輸入等の禁止、許可、届出、基準の遵守等の規制を講ずることにより、病原体等の適正管理を確立し、感染症の発生の予防及びまん延の防止に資することとしたところです。本制度については、「感染症法等の一部を改正する法律等の施行について」（平成19年6月1日付け健発第0601001号厚生労働省健康局長通知）及び「感染症法等の一部を改正する法律等の施行に伴う留意事項について」（平成19年6月1日付け健発第0601002号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）並びに事業者向けの説明会などを通して、周知を図ってきたところです。

今般、2008年サミット閣僚会議が開催されることを踏まえ、テロ未然防止対策の強化の一環として、特定病原体等の適正な管理体制の確保について、改めて徹底されるようお願い申し上げます。

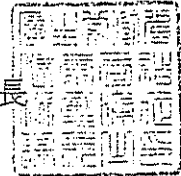
また、万一の盗取、所在不明その他の事故に備え、通常時から、事故発生時の事業所内の緊急連絡体制、警察等関係機関への緊急連絡体制などを確認するとともに、万一、所持する病原体等について事故が生じたときは、遅滞なく、その旨を警察官又は海上保安官へ通報するなど必要な措置を講ずるよう重ねてお願い申し上げます。



健感発 第 0513003 号
平成 20 年 5 月 13 日

各地方厚生局健康課長 殿

健康局結核感染症課長



2008年サミット閣僚会議に伴う特定病原体等の
適正管理の徹底について（周知依頼）

今般、2008年サミット閣僚会議が開催されることに伴い、特定病原体等の適正な管理体制の確保について、別紙のとおり二種病原体等所持者及び三種病原体等所持者あて通知を発出しましたので、御了知願います。

なお、万一の事故等の発生時の対応については、「特定病原体等に係る事故・災害時対応指針」（平成19年10月）に基づき、情報連絡体制の整備等を策定するよう指針を定めているところですが、今般、改めて情報連絡体制、連携等に関し遺漏なきよう特段の御配慮をお願いします。



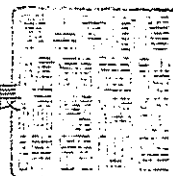
健感発 第 0513004 号
平成 20 年 5 月 13 日

各

都道府県
政令市
特別区

衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長



2008年サミット閣僚会議に伴う特定病原体等の
適正管理の徹底について（周知依頼）

今般、2008年サミット閣僚会議が開催されることに伴い、特定病原体等の適正な管理体制の確保について、別紙のとおり二種病原体等所持者及び三種病原体等所持者あて通知を发出しましたので、御了知いただくとともに、特定病原体等を取り扱っている地方衛生研究所等の関係機関に対し、適正な管理体制の確保について、改めて周知方よろしく願います。

また、万一の事故等の発生時の対応については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第56条の38第7項に基づき、国民の生命及び身体を保護するため緊急の必要があると認めるときは、地方衛生研究所等の職員の派遣その他特定病原体等による感染症の発生予防又はまん延防止のために必要な協力を要請することとしているので、要請などその対応について特段のご配慮をお願いいたします。